

## 若杉家旧蔵の陰陽書について

村山修一

京都府立総合資料館に寄贈された陰陽少允若杉家の史料二二八  
 五点は平安朝以来の陰陽道家土御門（安倍）氏を中心とする数

々の記録・文書を含む点で劃期的なものであり、これによって今  
 後、日本の陰陽道史研究が飛躍的に進むことが期待されるが、今  
 回、その中でとくに古代・中世の安倍・賀茂両陰陽家の活動を伝  
 える『占事略決』『小反問作法』『陰陽博士安倍孝重勳進記』『祭  
 文部類』『文肝抄』の五つをとりあげ、その内容を紹介し、成立  
 ・編著者・史料の価値などについての考察を行い、斯道研究の便  
 に供したいと思う。

本稿作成や発表につき、黒川直則・橋本初子・富田正弘の諸氏  
 ら総合資料館の方々並びに東大の桃裕行氏から頂いた御援助に対  
 し、心から御礼申し上げたい。なおこれらの文献の公刊もその機  
 会をみて実現したく考えている。

## 一 占事略決

若杉本は宮内庁書陵部本と同じく慶長十五年（一六一〇）五月  
 二日書写の奥書があるが、書写した人の名前は記されていない。  
 慶長十五年といえ、土御門久脩が流罪を許されて京都へ戻り朝  
 廷に出仕してから間もなくの頃に近世陰陽道再興の時期にあたっ  
 ており、再興の一環として土御門家最秘伝書の一つである本書が  
 幾つか書写されたものであろうか。

本文については中村璋八氏が尊経閣文庫・京都大学図書館所蔵  
 の本を始めとして諸本を校合し、完全な内容の復元を試みられた  
 ので多くを述べる必要はないが、ここでは尊経閣文庫の奥書にあ  
 る貞応六年の年号について若干の私見を発表しておきたい。

従来、貞応六年は貞応が三年で元仁（一一二四）と改元されて

いるため六年は誤りで、元年の誤りではないかといわれていた。

私はこれに対して貞応は正応の誤りかもしれないとの説を出しておいた（拙著『日本陰陽道史総説』一三八頁）。この説について以下少しく敷衍説明したい。まず「貞」と「正」は音が相近く、ことによると正を「ジョウ」と読む読みぐせから無意識に誤ったのではなからうか。正応は六年八月五日に永仁（一二九三）と改元されており、尊経閣文庫本は五月七日であるから支障がない。

貞応元年と正応六年では実に七十一年の開きがあり、泰統の書写の年代も大分変わってくるわけである。もし泰統の生存時期がはっきりしておれば、貞応年間か正応年間かがきめられる筈である。幸い次に紹介する『小反閨作法』と題する鎌倉期とみられる文献の奥書に、安倍氏代々の伝授の書き継ぎがある。その中で泰統の父維弘が建長二年（一二五〇）六月二十三日、大藏大輔殿自筆御本を以って書写し、同年七月一日さらに加點して書写を補った旨をのべ、「受家説了」と記し自署しており、そのあとにまた「受家説了」の文と泰統の自署、および十六歳の時のことである旨の注記が見えるが、泰統の伝授については年月日が全くない。従って泰統が十六歳であったのは建長二年以後であったとしか言えない。仮りに建長二年であったとしても、その誕生は嘉禎元年（一二三五）となるわけで、これが泰統生存の上限であるから、何れ

にしても貞応年間にはまだ生れておらず、貞応六年を元年とする説は無理である。それに対して正応六年は無理なく受け入れられよう。他方、泰統五代の先祖に当る、有名な泰親の歿年寿永二年（一一八三）より貞応元年までとってみても僅か四十年程しかたっていないことを考えただけでも貞応元年説の成立たぬことがわからう。

## 二 小反閨作法

反閨はんけんは陰陽師の作法として最も特色のあるもので、もと中国では道教で悪鬼を払う五つの作法の一つ、禹歩から出たという。今回発見されたものは巻物になっているが、軸はつけてなく、最初の部分は破れて扉もない。「小反閨作法」の見出しからしか見られないので、仮りにこの書名をつけておくが、後述する如く、安倍氏代々の奥書があり、そのあとまた反閨に関連した様々の作法のメモ風の断片的書付けが切り継がれている。従って部分的には異った時代の筆蹟がまじっているが、主要部は鎌倉時代のものである。

次にその内容を説明すると、反閨はまず出てゆく方に向けて玉女にこれを告げ、五氣（木金火水土）を觀想し、天鼓を三度打ち、瞑目して祈念する。そうすると木即ち青氣が左耳より出て青龍と

なり、左に在り、金即ち白氣は右耳より出で化して白虎となり、右に在り、火即ち赤氣は頂より出で朱雀と化し、前に在り、水即ち黒氣は足下より出で玄武となり、後に在り、土即ち黄氣は口中より出で黄龍と化し、上にある。次に五種の咒(棒読みに読み下す)をとなえる。

勸請咒

〔陰陽本師龍樹菩薩・提婆菩薩・馬鳴菩薩・伏藏・神農・黄帝・玄女・玉女・師曠・天老・所伝、此法靈益乞也、天判・地理、早得驗貴、急々如律令〕

天門咒

六甲六十天門自成、六戊六己天門自開、六甲磐垣天門近在、

急々如律令

地戸咒

九道開塞々々々々、有来追我者從此極乘車来者析其兩軸、騎馬來者、隨其目步行来者、隨其足搗兵来者、令自伏、不敢起明星北斗、却敵万里追我不止、牽牛渾女化成江海、急々如律令

玉女呪

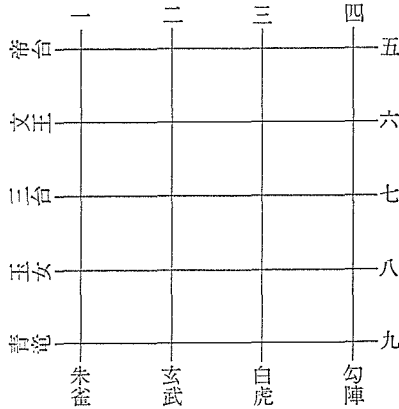
甲上玉女々々々々来護我身、無令百鬼中傷我見、我者以為東嶺、独開我門自閉他人門、急々如律令

刀禁呪 (刀を取って頌する)

吾此天帝使者所使執持金刀令滅不祥、此刀非凡常之刀、百練之鋼此刀一下、何鬼不走何病不愈、千殃万邪皆伏死亡、吾今刀下、急々如、天帝太上老君律令

四縦五横咒并印

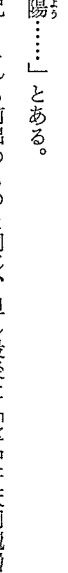
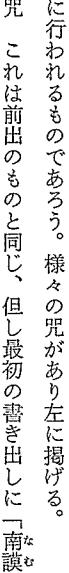
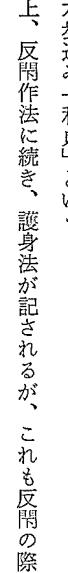
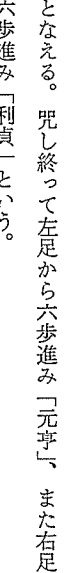
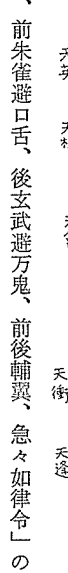
四縦五横禹為除道、蚩尤・避兵、令吾周通、天下掃還故轡、吾者死留、吾者亡是也、急々如律令



尙急々如律令

次に禹歩(ウフと振仮名されている)を行う。次頁(原本に忠実に見取り写したものの)のごとく左足は五歩、右足は四歩を出す。これは天の九星神を勸請することを意味しよう。

次に立ち留まり「南斗北斗三台玉女、左青龍避万兵、右白虎避



不祥、前朱雀避口舌、後玄武避万鬼、前後輔翼、急々如律令」の呪をとなえる。呪し終つて左足から六歩進み「元亨」、また右足から六歩進み「利貞」という。

以上、反閉作法に続き、護身法が記されるが、これも反閉の際一緒に行われるものであろう。様々の呪があり左に掲げる。

勸請呪 これは前出のものと同じ、但し最初の書き出しに「南誦陰陽……」とある。

刀禁咒 これも前出のものと同じ、但し最後に「掌中符天岡嵐層鬼急々如律令」が加わる。

護身印咒 (大指、無名指をもって印相をつくる)

南无天岡八万四千神王、九々八十一須能伊須能摩尼羅浪也、娑婆呵(三反)

四門四角印咒 (この印相は小指と小指をより合わせ、人指ゆびと人指ゆびをより合わせて大指と中指と薬指を一つに合わせる

が、左手の指を上にする) 唵大逢能王通皇如来、急々切々娑婆呵

飛火雷電印咒 (印相は人指ゆび、中指、三反まわす、男は順、

女は逆とある) 飛火々々印四門四角印維同唵微真行々々娑婆呵、惡魔停止印咒、唵吃哩々々咩發吒娑嚩呵、被甲護身印咒、唵阿多伽羅也莎呵 このあとに左の奥書がある。

仁平四年歲次三月廿日反閉并護身法

授習三郎大夫泰弘朝臣了大夫十五歲也

御自筆本也

雅楽頭 在判

奥書ハ猶雖有虫損之間不能書写

建長二年六月廿三日以大藏大輔殿

自筆御本倭書写早 家之秘

本道之実物也、更ニ不可有外見

者也 匠作尹 安倍維弘

同年七月朔日委点了裏之内写了

干時涼風漸動窓竹而已

受家説了 安倍維弘(花押)

受家説畢 安倍泰統(花押)

延慶二年歲次三月廿一日甲辰以家秘説授

泰緒訖 生年二七歲也

改泰綱

正四位下行権天文博士安倍朝臣 (花押)

建武四年四歲次月卅日庚子授秘説

於泰宣訖

從四位上行陰陽頭安倍朝臣 (花押)

寛正二年三月十五日

從二品有郷御説

以家秘説授泰清説  
巨細口伝有之可秘々々

正四位下行陰陽權助兼大膳大夫安倍朝臣 (花押)

多数の書継ぎがあつて複雑であるが、この奥書を最初に書いたのは安倍維弘であろう。仁平四年 (一久寿元年、一一五四) に雅楽頭 (泰親) から泰弘 (泰茂のことであろう) に伝授した旨の奥書ある大蔵大輔自筆本を維弘が建長二年 (一一五〇) 六月二十三日に書写したのがこの『小反問作法』である。但しここに、奥書はもつとあるが虫損で写すことができないとあつて、大蔵大輔本は元來他にも奥書の部分があつたのである。大蔵大輔とは泰親から伝授された三男泰茂に当ると思われ (泰弘の名では系図に出ない)、陰陽大允、大蔵大輔從四位下に至っている。泰茂から泰忠・泰俊をへて維弘の代になるが、この間の伝授奥書は虫損で読めなかつたのであろう。維弘は七月一日の奥書のあとに「受家説了」として自署したが、その子泰統については「受家説了」の年月日が記されていない。このあと別の白紙を継ぎ、次の延慶二年

(一一三〇九) 以下の奥書がある。延慶二年、泰緒に伝授した正四位下行権天文博士安倍朝臣は位階と官職からみて長親に宛てる他ない。この人は次の建武四年 (一一三三七) 泰宣に伝授した從四位上行陰陽頭安倍朝臣 (泰世) の父に他ならない。泰緒は長親から伝授され乍ら、織部正・民部少允に止まり遁世したらしく、そのあととは絶えた。折角の伝授も空しく、改めて秘伝は長親の子泰世に与えられ泰世から泰宣に伝つた。延慶二年・建武四年二度の伝授奥書は一筆であるから、建武四年にまとめて書いたか、つぎの寛正二年 (一一四六一) に延慶・建武の伝授奥書を一緒に写して書いたものであろう。寛正二年、泰清に授けた正四位下行陰陽權助兼大膳大夫安倍朝臣については誰であるか確めえない。「從二品有郷御説」とある父有郷 (有清) は『系図纂要』に、長祿二年 (一一四五八) 從二位、寛正五年六月薨としてゐるから、寛正二年には生存しているが、位階が遙に違い、父から直接伝授したのではないらしく、さりとて目下のところこの位階・官職に該当する人物は見当らない。因みに泰清は有長ともいい、天文博士・陰陽頭で、文明九年 (一一七七) 正三位、永正八年 (一一五一一) 十二月十四日死去した。次頁に泰親―泰茂流の系図を示す (○印は右に名前を出した人物)。

泰親—泰茂—泰忠—

泰俊—維弘—泰統—維俊—泰緒(綱)  
泰盛—有弘—長親—泰世—泰宣—有茂—泰家—有郷(清) —  
泰清(有長)

『小反閨作法』と称する一巻は以上の通りで、泰親の三男泰茂流の家系に秘伝として伝ったものであることが知られるが、このあとに先祖泰親またはそれ以前からと思われる秘伝を断片的に記したものが継ぎ足されている。まず

久寿二年二月八日巳時許、於不審事者所奉習取也、然者此本高名本□敢不可及他見之由度々所被仰也、干時予年十六歳也とある予は前掲奥書はじめのところにある泰弘のことであろう。

次に印を結ぶため指の組み合せについてのメモ風の短文二つが記され、次に、護身法の本文には秘説口伝なく、この通りであること、仁平四年十一月一日に習い始めたが、この日は自分の衰日に当ることを述べ、四縦五横の咒はこれを誦したあと、この図を地上に書き、その上を踏まぬよう飛び越えることをするが、反閨の際は飛び越えてはならないとし、荒神祭・雷公祭はいまは絶えてしまった、九星反閨というものは保憲以後伝わらない等断片的書付が並べられている。すべては泰弘のメモであり、維弘の書写したものである。

### 三 陰陽博士安倍孝重勸進記

本書は禁忌を主とする陰陽道の各種の心得を古来の典籍より抜き出して列挙説明し、それに関連して平安朝以来の行幸・御幸・勅使・慶賀・社寺造営修理・法会供養等、朝廷関係の出来事の吉例、禁忌にふれた例を類別し掲げたもので、本来の正式の書名は前欠のため知りえない。成立の時期については、

右依院宣勘申如件、承元四年八月 日 從四位上行主計頭兼陰陽博士安倍朝臣孝重

の奥書により、鎌倉初期の編著であることがわかり、それに基づいて書名がつけられた。従来本書は東大史料編纂所本が知られていたが、これは江戸中期の写本であるのに対し、若杉家本は筆蹟からも鎌倉期のもつと判断される点で注目すべく、その上後述のように内容も両本大きく喰いちがっているので一層その価値は高い。孝重は季弘の子、泰親の孫に当る。続群書類従本「安倍氏系図」では掃部頭主計頭陰陽博士陰陽権助密奏正四下とあり、『系図纂要』では右京亮の職名が付けられている。以下両本夫々の内容について述べた上、その比較を行うことにする。

若杉本はもと卷子本であったのが折本に改造され、現在五冊になり、渋皮紙で表装されている。紙の上下に、界線と縦の野線が

引かれ、その間に書きこまれている。折本の改造がいつ行われたか定かでないが、近世であろう。第一冊は二十一枚、第二冊は十七枚、第三冊は十九枚、第四冊は十四枚、第五冊は三枚の紙が継いであるが、これらの継ぎ具合は内容から判断して明かに間違っている箇所があり、もとの卷子本がばらばらになったのを後世つないで復元するとき誤ったのであろう。五冊になった折本もその順序が明らかでなく（第一―第五冊の順は資料館で便宜上、つけたものにすぎない）、前記承元四年（一一一〇）八月云々の奥書は第一冊に見えるからこの第一冊は最もあとにくる部分である。

内容に移ると第一冊は陰陽不将日入内例、滅門日・大禍日・狼籍日・八專日等の仏事例、堂塔供養日例（供養例が第一冊の半分を占める）。第二冊は朝勤行幸日例、諸社行幸日例。第三冊は神事日例（奉幣使・神社御幸）、著衣・剃髮日例、五十日百日真菜日例、御書始日例、元服著袴日例、朝覲行幸日例。紙背には順徳天皇から後醍醐天皇まで歴代、文徳天皇から後朱雀天皇までの歴代の御元服例、後堀河・四条・後深草天皇の御書始日の例が追記されている。第四冊は神事日例（奉幣使出発日例）、仏事法要日例、第五冊は行事の例は全くなく、王相方・方違・木作・立柱・繼屋等についての吉方・禁忌などの説明があるのみである。量的にみると第一冊が最も多く、第五冊の七倍、第四冊の二倍で、

第二冊は第一冊の三分の二、第三冊は第一冊の七分の六ある。既述の如く、紙の継ぎ方に誤りがあったて記事が続かないところが認められ、例えば第一冊、堂塔供養は明かに中程で順序が錯乱している。また重複の記事が目立ち、朝覲行幸日例については第二冊と第三冊、神事例については寅戌日神事例、五墓日神事例が第三冊と第四冊で、滅門日・大禍日・狼籍日・八專日仏事例は第一冊と第四冊で重複している。全五冊を通じ重複した部分は約十分の一で、これだけ量的には削除しなければならぬ。かくこの安倍孝重の勘進記は可成り内容が混乱しているのでこれを原本の形に近づけるのは容易でないが、上述各冊について示した項目を手がかりに私が推定したところを大まかに示すと、若杉本は陰陽不将日入内例が始めに来て、以下、著衣剃髮日例、五十日百日真菜日例、御書始日例、御元服著袴日例、朝覲行幸日例、諸社行幸日例、神事日例、仏事法要日例、堂塔供養日例、そして吉方・禁忌等の説明のみの部分といった順序になるかと思う。冊の番号でいえば、第一冊（一部分）―第三冊（一部分）―第二冊―第三冊（一部分）―第一冊（一部分）―第五冊の順になる。（実は以上のうち第五冊だけは内容からみて他の冊とは別の本とみられる。）それにしても最初が欠失しているので、これでもどれ位原本に近くなつたか疑問であるし、重複部分があることから判断すると、若杉

本は草稿本で、充分整理された形のもでなかったことが想像される。

そこで次に史料本の説明に移る。その体裁は上下二巻の冊子になっており、下巻の終りに、

右二巻蒙中書王邦永之恩許而手寫尤希有珍記也、可秘々々、

抑件古本歴世之間徃々散失、歎有餘、後昆邇得得頼本宜補之矣、右京權大夫賀茂郡主清茂

とあり、上賀茂社の社家である賀茂清茂が伏見宮邦永親王の所蔵される本を写したので江戸中期の写本である。この奥書にあるように、清茂が写したものは完本でなく所々散失しており、内容全体が正しい順序になっているかどうかは疑問で、この点若杉本も同様である。上巻の始めに目次が上下二巻にわたってつけてあるが、これは「陰陽博士安倍孝重勅進記」の外題と共に清茂が便宜上つくったもので、原本には共になかったと注記されている。察するに彼が借用して写した伏見宮本もかなり不完全な乱丁本であり、彼が適当に整理し、順序を立て、それによって目次を作ったのではあるまいか。而も上下両巻とも終りに奥書があつて下巻の方は若杉本と全く同じであるが、上巻の方は承元四年八月日とあるところを承元四年九月五日としている。上巻の方が下巻より年月日が遅く、この辺にもすでに前後の錯乱があるようにみえる。

(若杉本には九月五日の奥書はない。)内容の大体を述べると、上巻では実例の列挙が少く、大方、各種禁忌の説明と陰陽書の引用文並に吉凶に関する歳、月、日の列挙である。その項目を示すと、  
当梁年事、五星所在月事、金神七殺方事、大將軍方事、件方違事、件方犯土造作忌否事、大將軍遊行方事、件方犯土造作忌否難事、王相方事、同方方違事、土用事、天一方事、太白方事、五公出遊方事、八卦方事、同方方違事、同方忌否事、犯土造作吉日、可憚日、可憚月事、立門月事、可憚月事、繼屋事、犯土避土氣事、立門吉日、掘井吉、可憚日、立倉吉日、立厩吉日、造神社事

次に少し事例が並べられる。

朱雀日造神社例、白虎足日例、丙丁并午日例、寅戌日例、九月修造例、造御願寺日次例、立柱上棟日例、移徙吉日例、白虎足日例、亥戌日例、可憚日、青龍頭日例、青龍足日例、天季日例、厭厭対日例、忌遠行日例、火曜日例、不入吉日例、御物忌日例、

次に勘申の文書五通あり、即ち長久二年(一〇四一)十二月十五日付安倍時親、長久四年三月十六日、安倍時親・巨勢孝秀、康和二年(一一〇〇)六月六日、大中臣光俊・賀茂道言、文治四年(一一八八)十二月五日、賀茂在宣・安倍季弘の勘申したものと、



人名・年月日欠の一通である。下巻に入ると、最初に「已上散失」とあって、前欠の部分から始まり、文中七カ所にわたり、「此間散失」の箇所があって空白部にしてある。つまり史料本では下巻の部分に混乱が多いことを示している。換言すると、八つの断片部分を賀茂清茂が順序をつけて並べたもので、この順序がすべて正しいかどうかは問題である。第一の断片は神事例、第二の断片は仏事吉日例、第三の断片は行幸に關し五墓日・八龍日・六申竊日・御忌日・御物忌日の例と諸社行幸の厭厭対日例（実例は欠逸してない）を含む。第四の断片は諸社御幸例のうち、厭厭対日例・道虚日例・往亡日例である。第五の断片は神社御幸の四不出日例・御衰日例の部分と（これに続くのどうか疑問だが）上皇の仏寺御物詣日例、次に（これも原本通りに続くものか疑問の）音楽吉日、可憚日、初参日等の説明あり、次に公家の任官・拝賀日例となる。第六の断片は入内の例（陰陽不将日例）があつて産間雜事日、母屋庇間事、切臍緒事、沐浴吉日等に関する吉日が示される。第七の断片は法会・読経の例に続き、堂塔供養日の例、第八の断片は堂塔供養日の例（第七の断片には続かない）のあと諸寺修造間当禁忌方時被仰付寺家例、安倍季弘勸申文の断片が付けられている。

ざっと両本の内容を大体説明してくるとはぼ察せられるように、

史料本上巻の禁忌の説明、陰陽書の引用、吉凶日の列挙等、いわば理論的部分が、殆んど若杉本には欠けていて、僅かに第五冊目の三枚の紙を縫いで記されたものが断片的に遺っているにすぎない。それに対して史料本下巻では前欠と七カ所の空白（散失）部は若杉本から可成り埋めることが出来る。一方、若杉本でも欠落部分が四カ所あつて、史料本によりこれを埋められるが、その埋められる分量は史料本からの方が少く、史料本に対する若杉本からの埋め記事は遙に多い。ゆえに下巻の部分は若杉本の方が記事が多く遺っている。

こうしたわけで両者を合わせれば余程原本に近づけられるが、なお記事の順序が両者をつぎ合わせても、どう調整すべきか判断に迷う箇所があり、これは内容を充分検討した上で順序を正す他ないであろう。とくに史料本は賀茂清茂が自分の判断で伏見宮家の乱丁本に順序をつけた上、清書したものであるため、伏見宮家の原状がはっきりせず残念である。これに対し若杉本は朝廷に献上した原本に近い面影を部分的に示しているので、価値は高いが、上述のごとく重複部分があるので、単に前後の混乱ばかりでなく、すべてにわたって未完成の下書といった性格が看取されるので、この点に問題が残るのである。それにしても既述の通り史料本に二つの異った年紀ある奥書があるのはどう考えるべきか。

まず兩本ともにある八月日の奥書について、若杉本（第一冊）は、久寿三年四月二十九日庚子被供養高野大塔……被寄造国司之条無強憚歎云々

のすぐあとにこの奥書が記されておるのに対し史料本（下巻）は、建久七年十二月十九日大膳権大夫安倍朝臣季弘、已上遷御内裏并離宮之時作法如此

云々の一連の記事のあとに奥書がくる。しかし繰返えすごとく、史料本は賀茂清茂が私見を以て順序を立て筆写したため、この奥書の位置づけには疑問がある。実はこの「建久七年」以下の記事は、同じく史料本（上巻）の最後、九月五日付の奥書の直前におかれている。「若付御山被行作事歎、久寿三年四月廿九日」云々の一連の記事と入れかわったものだったのである。若杉本（第一冊）をみると、この「若付御山被行作事歎」までの文は「諸寺修造間当禁忌方時被仰付寺家例」の見出しの下に並べられた事例の最後の文に相当するので、その次に叙上、「久寿三年四月廿九日」に始まる高野大塔の記事があり、そのあとに八月日の奥書が付けられているのである。ゆえに「建久七年」以下一連の記事は史料本（上巻）の最後の記事とすべく、而もその一連の記事中、初出の「建久七年……安倍朝臣季弘」までの一行はその前の「勘申渡御三条殿作法事」と題する勘進文の最後の部分に相当する。つま

り賀茂清茂が上巻としている終りの部分には内裏や離宮遷御の時の作法についての勘進文を集めて掲載し（上に、上巻の内容を説明したところにも勘申の文書五通についてその年月日、陰陽師の人名を示しておいた。そして終りの年月日、人名欠失の一通としておいたのがこの「建久七年……安倍季弘」の一条に相当するのである。）その総括的説明として已上遷御内裏並離宮之時作法云々の数行にわたる記事がくるのである。九月五日付の奥書はそのあとへ置かざるをえない。

かくして二つの奥書があるべき位置は大体見当がついたのであるが、二つある以上、清茂が上巻・下巻とした二本はそれぞれ別個のものとして朝廷に勘申されたと思なければならず、下巻の方が先に出されたことになる。それにしても私は両巻を見通してみても体裁上気になるのは最初の内容説明でもふれた通り、下巻が殆んど事例のみで構成されているのに、上巻は各種禁忌の説明以下理論的部分が約三分の二を占め、事例は約三分の一に止まる。最後の日付の奥書が上巻が先で下巻が後なら問題はないが、事実とは逆であるので私は上巻の体裁が気になるのである。よって憶測するに安倍季重が朝廷へ提出した正式のもの（これを原本と考え）は禁忌吉凶に関する陰陽家のオーソドックスな考えをまとめた理論的一巻と事例のみをまとめた一巻の二種の本になっており、

事例のみの方は若杉本で明かな如く承元四年八月に勅申し、理論的な方は同年九月五日に勅申したものではなからうか。従って史料本（上巻）中、約三分の一を占める事例の部分は、もと事例ばかりの巻（史料本ならば下巻）に入っていたものではなからうか。但しそれがどんな順序で入っていたかはいま俄に決定し難く今後の課題として残る。

さて史料本上巻の理論的部分に引用された陰陽書を見ると、『新撰陰陽書』『群忌隆集』『郝震堪興経』『百忌曆』『三元九星曆』『百家集』『宿曜経』『相馬経』の八種あり、このうち『三元九星曆』は円珍請来の『三元九官』と同じかどうか明かでなく、『宿曜経』を除いて他は伝わらぬものばかりである。

史料として注目される記事は事例の中に見出される。例えば天皇・皇族の御誕生五十日百日真菜日、元服日、着袴日、書始日の事例は風俗史的にも興味があるが、詳細は他日に期したい。また社寺の造営・造替については他の文献に見えないものもあって貴重であるが、いまその中から若干をぬき出してみると、両本に見えるものとして、寛治五年（一〇九二）十二月十七日、白河上皇御願による木津橋寺の供養、保元元年（一一五六）四月二十九日の鳥羽法皇御願熊野本宮八角九重塔供養、寿永三年（一一八四）平家追討御祈の五大明王・毘沙門天像造立がある。

ことに熊野本宮に八角九重塔が建っていたことは寡聞にして他の所見を知らず、『一遍上人絵伝』や『熊野曼荼羅図』にもこのような塔は見当らない。『百練抄』には保延二年（一一三六）三月四日、熊野本宮五重塔の供養のことが見えるから、本宮には二基の高層塔があったわけである。史料本にのみ見える記事としては保安二年（一一二二）五月二十一日、最勝寺で百体の三尺普賢延命像が造り始められたこと、建久四年正月二十九日、最勝寺の千体阿弥陀堂・十一面観音堂・仏頂堂・尊星王堂の修造が公家より沙汰せられたことなどがある。院政期に営まれた洛東白川の六勝寺のうち、最勝寺については不明のこと多く、鳥羽天皇御願として元永元年（一一一八）創建、金堂・薬師堂・五大堂や塔三基が建てられた程度のことしかわかっていない。ことに千体阿弥陀堂という大建築があったことは六勝寺の他の寺に例がなく驚きである。従来千体阿弥陀堂は白河千体阿弥陀堂が『百練抄』平治元年（一一五九）三月二十二日条に載せられ、

大炊御門北、讚岐院御所、保元戰場為灰燼之跡、仏者鳥羽院令造立給、為彼御追福也

とあり、三尺の弥陀像で、あちこちの堂の仏像が集められたようである。最勝寺のはこれらとは別であったと思われるが、さらに普賢延命像が百体つくられたことも他に例がない。これは一体ど

ういう堂にまつられたのであろうか。若杉本の方にのみ見える記事では大治三年（一一二八）九月二十八日、法勝寺で小塔十八万余基が元暦二年（『文治元年、一一八五』八月二十三日、後白河法皇により六条殿で、五輪塔一万基が供養されたこと、仁平三年（一一五三）二月十九日、那智山で鳥羽法皇御願の供養などが指摘される。法勝寺の小塔供養は白河上皇御願と思われるが、上皇は一生の内に供養された小塔四十四万六千六百三十余基（『中右記』大治四、七、十五條）といわれるから、この際のもはその三分の一以上を占める大量供養であった。那智山で供養された鳥羽法皇御願の塔はどんな形式のものであったか他に徴すべき史料がない。以上ほんの極く一部についての史料を摘出して述べたにすぎないが、本書は単に陰陽書として以外にも重要な史料を含んでいることがこれからも窺えるであろう。

#### 四 祭 文 部 類

本書は若杉本しか知られていない。陰陽道の祭り十四種を集めたもので、奥書によれば天正十一年（一五八三）八月、安倍泰嗣が家伝の祭文を書写し、まとめて伝奏権中納言広橋兼勝に差し出したものである。集められた祭文は左の十四種である。

泰山府君祭文（永祿十年二月）

呪咀之返祭文（天文二十一年四月九日）

天曹地府祭文（弘治二年五月）

荒神之祭文（天正十一年八月）

属星祭文（弘治二年五月）

靈氣道断祭文（弘治二年五月）

土公之祭文（天文九年二月七日）

地鎮祭文（弘治二年三月）

百怪異祭文（永祿元年閏六月）

河臨祭文（文明六年三月八日）

招魂之祭文（弘治二年三月二十三日）

大陰祭文（寛喜三年）

防解火災之祭文（大永五年十月十四日）

歳星祭文（弘治二年五月）

そのあとに天社神道関係の項目がくるが、これは祭文部類本来のものではなく、あとからの付け足しである。左にその項目を掲げる。

天社神道神拜式、当病加持式、身固式、大鎮之靈符、除疫癘

秘章、小児一切除厄章、八朔札、藝目之事、天社神道行事

（祭文、灑水文、上科津祓、中科津祓、下科津祓、善言奏詞

祓、身曾貴太祓、勝軍治要太祓、略祓、変穢成浄清祓を合

む。

十四種の祭文中、泰山府君祭文・土公祭文・地鎮祭文は有春の本によつたと注記されており、有春は大永五年(一五二五)陰陽頭となり、その後、修理大夫治部卿從二位に進み、永祿十二年(一五六九)六月十九日、六十九歳で歿した。時代順からいえば寛喜三年(一二三二)の大陰祭文がとび離れて古く、これについては文明六年(一四七四)の河臨祭文、大永五年(一五二五)の防解火災祭文がある。弘治二年(一五五六)のものが四通で、天正十一年(一五八三)の荒神之祭文が最も新しい。夥しい種類の陰陽祭から十四種だけを選び出したのはどういう理由か、当時必要とされたものを取敢えず揃えたのであろうか。あとに付加された天社神道については、まづ神拜式の式次第が記されている。灑水を「天真名井の清く潔よき元水を降し賜え」と呪文を唱え、岐神をもつて陰陽、順逆順、三元九度の加持をし、天元天妙神変加持・地天地妙神道加持・人元人妙神力加持の呪文を唱え、祭文を読み、「謹請、東方歳星、南方熒惑、西方太白、北方辰星、中央鎮星、各々就宮伏以白」の呪文を誦し、秘密加持を行う。「天元天妙神変加持」以下の三加持呪文は吉田神道における「天元神変神妙経」「地元神通神妙経」「人元神力神妙経」の三部神経の名称をまねたものであることは明かである。当病加持式以下の呪法護

符等も天社神道とはいえ、陰陽道からとつたもので目新しいところはない。最後にこの神道の本体となる神祭の次第が示されている。まず祭場の有様は南面に壇を築き、その上に鳥居を立て鈴を八つ懸ける。中央に八方盆を置き、盆の中央に大元器を据え、その四方に小水宮を配し、盆の北に香花を供える。壇の前に座を設け、座の左右に各々案一脚を立て、祭文・散米錢・紙を左の案に、水器・柳宮・神饌を右の案に並べ、壇の南、案の北、右側に幣帛・岐神を竹筒に立てておく。かくて祭儀開始となる。鳥居の作法に始まり、鳥居の鈴を十二度振り、拍手する。五種加持・六根清淨加持・諸神勸請誦文・中臣三種の祓・振鐸・拍手・薫香、次に「謹奉請閻羅天子五道冥官泰山府君」に始まる祭文が読まれる。祭文は二、三種あるが、灑水本文の祭文を読むときは水器を採って水を大元器に移したり、岐神を左の手に持つ。終りに神送文を読み、振鐸十二反、振鈴十二度があつて式は終る。鳥居を立て鈴を釣るし、これを鳴らすことは陰陽道の祭儀にないが、振鐸は陰陽祭の日鐸月鐸を振る作法をとり入れており、大体において天曹地府・泰山府君などの陰陽祭にならつてつくられたものである。これら天社神道の記事は江戸後期に属すると思われる。

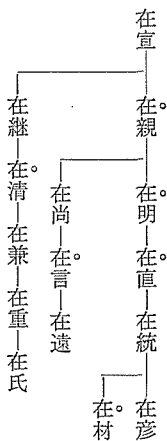
## 五 文 肝 抄

宮内庁書陵部には『文肝要抄』の外題で宝永二年（一七〇五）

九月、安倍泰福が写した一本があるが、若杉本は遙に古く、書風からみて室町時代に遡ると推定される。墨付三十五丁の冊子で前欠、始めのところが破れており、裏打ちしてある。宮内庁本では破れた状態を線で示し、あるいは破損し、字見えずと記されていて多分は若杉本を写したのであろう。その内容は百四十九種に上る陰陽道の祭りや作法儀礼について肝要なことを記したもので、先例・口伝・各種陰陽道関係典籍が引用され、図が挿入されているところもある。いまみられる部分は九十七番目から百四十九番目まで五十三の項目で、祭りは若干注記のないものを除き、大法・中法・下法（少法）の三段階に分けて示されている。はじめ九十七の項目の前に「文肝抄四」の標題が見えるから、前欠の部分は『文肝抄』の一から三までであったわけで、「文肝抄四」の文字のあと、九十七から百四十九までの項目の目次がおかれた最後の箇所「於禁裏并春宮御所勤祭礼事」とあって、その次に「見文肝抄第一世俗雑事部」とあるから、第一部は必ずしも陰陽道の専門事項に限らない一般的な心得や知識に宛てられ、第二部からが陰陽道の祭りや作法など大切な専門の部門に相当していたのである

う。若杉本は表紙の上にさらに厚表紙をつけ「家伝書 丙」と記してあり、秘伝書として大切に扱われていたのである。

その成立については與書がないので一切不明だが、内容を検するに、年号として最も新しいところは百二、属星祭の条に建治四年（一〇七二）弘安元年、一二七八）二月十七日、四角四堺祭が行われたことを記したもので、これから推せば、成立は鎌倉後期、十三世紀末を遡らないものと考えられる。またこの書の中に出てくる人物が殆んど賀茂氏の人々であることも興味を惹く。百十八井靈祭の条に「在明曾祖父御抄云」として書名が出され、百十五石鎮祭の条に「祖父書入之」とあり、百廿大將軍祭の条に「親父仰」の注記見え、九十七五帝並四海神祭の条に、「亡父在直」とあったりして、曾祖父・祖父・親父・亡父と呼ぶ人々の書き遣したものであるいは口伝が収録されているのである。つきに『系図纂要』から関係の部分を摘録する（○印は本書に名前のある人物）。



右の系図によると、『曾祖父在明御抄』を引いた人は在彦か在村であり、「亡父在直」と記した人は在統である。在明は内匠頭曆

博士陰陽頭正四位上、在直は圖書頭大舍人頭曆博士で仁治元年（一二四〇）御曆奏に關し安倍氏の干渉に抗議した人である。在統は曆博士権陰陽博士、在彦は兵庫頭大膳大夫曆博士正四位下、在材は主計頭漏刻博士権曆博士となっている。また前記年号として最も新しく出てくる建治四年以下の記事の中に前圖書助在言の名が見えるが、『系図纂要』では主計頭陰陽頭正四位下となっている。これら数名の賀茂氏の人々中、最も時代の下った人物となると在彦か在材で、百十一防解火災祭の条には、「在材私云」云々として人の説を紹介しているところがあり、決定的根拠とはなしえないにしても今のところ在材が本書の編者として最有力視されよう。以下九十七番目から百四十九番目まで五十三の項目について、少々煩わしいが、未知の興味深い記事を含んでいるので、あらまし説明してゆきたい。

〔九七〕五帝並四海神祭（大法）撫物は鏡。たまにしか行われぬ。在支がいうには仁治元年（一二四〇）八月二十八日、この祭りを勤仕したが、賀茂氏先祖、保憲・在憲等が勤仕して以来のものである。（在支なる人物は賀茂氏の系図に見えない。）安倍季尚（既出孝重の子）は先祖晴明が勤仕したものだと言張したが全くの嘘である。鏡一面が中央の棚に置かれ、宗春が九星反閤を行った。亡父在直もこの祭を勤めたことがあり、これら

は門徒家祭の記すところであるという。五帝祭のみならば反閤はない。この祭りの条は所々虫損のため判読し難い箇所がある。賀茂在支や宗春・家祭等の人物については詳かでない。仁治元年（一二四〇）の祭の用物として、名香・雜香・時花・花水・蜜・油・火珠・鏡・燈台・五流幡・箭・干瓊・時菓子・醴酒・鮑・堅魚・馬や案脚・壘・長檜・統松等があげられている。〔九八〕北極玄宮祭 安倍家では玄宮北極祭という。撫物は鏡。神座二十一前、精進。都状は読まない。精進三か日、斎籠三日の晝に祭る。

〔九九〕三万六千神祭（大法）撫物は鏡。神座四十九前、精進。『鳳凰儀』なる文献名がみえる。

〔一〇〇〕天地災變祭 撫物は鏡。神座三十七座、白牛・白馬を用いる。魚味。

〔一〇一〕地震祭（大法）撫物は鏡。神座二十六座。

〔一〇二〕属星祭 撫物は鏡。神座七前（又は八前）、精進。

〔一〇三〕雷公祭（大法）撫物は鏡。神座五前、魚味、北野社右

近馬場にて行われる。

〔一〇四〕風伯祭（風神祭）撫物なし。神座九前、魚味、牛一頭、

白鷄一羽用意、甲子日には行わない。

〔一〇五〕海若祭（海神斎籠）（大法）撫物は鏡。神座五前、魚

味、甲子の歳に行う、弘長元年（一二六一）には在清が勤めた。

〔一〇六〕五龍祭（清雨祭）（大法）撫物は鏡。神泉苑で行う、

神座五前（大治三年、家業が行ったときの図では二十九座あるが、稀な例であろう。）魚味、五色の龍神像図十五鋪が用意され、高さ五尺長さ七尺の棚を五基設ける。寛治三年（一〇八九）五月十六日道言が用意したものは広さ四尺であった。供物は龍神像図以外は焼かず池に入れる。赤色の装束は用いない。斎籠は三日間で毎夜祭りが行われる。

〔一〇七〕天曹地府祭（六道冥官祭、冥道祭）（中法）撫物は鏡。神座十前、精進。

〔一〇八〕泰山府君祭（中法）撫物は鏡。神座十二前、精進、都

状は読まない。一名七献上章と呼ぶ。先例に闕して『在継記』なるものが引用されている。

〔一〇九〕大土公祭（中法）撫物なし。神座五前、魚味。

〔一一〇〕小土公祭（謝土公祭）（下法）撫物なし。神座五前、魚味。

〔一一一〕防解火災祭 撫物は鏡。神座九前。但し五帝座五前を加え十六座とすることあり。壬（北）の方に向って行う、桐の木に河伯神像を書き、寢殿四角に置き、水星神符は建物ごとにお（南）の方に之を打つ、あるいは壬癸の二つの船を寢殿の上

に置く、河伯像・水星符を桃の札五枚に書く、但し南の方角を避ける。火燭人（はこべら）を瓶一口に入れ、壬（北）方に、

景天草人（べんけいそう）を瓶一口に入れて丙（南）の方に埋め、天井には壬丙両方に船一艘宛安置する。以上のほか、在材私に言う、として、ある説には二艘の船に草を植えた土瓶を具えて梁上にあげるといふ。四方防解火災祭は四方において四人が勤め、馬を三反引廻す。

〔一一二〕大鎮祭（地鎮祭）（中法）撫物なし。神座八前、精進、東は麦、南は黍、西は粟、北は大豆、中央は米の供物ならびに青赤白黒の玉各一個、黄玉四個、箭十二隻を用意して祭る。祭りのあと青玉と幣供物を卵の方（東）築垣の内、犬走の外に深く穴を掘って埋める。他の玉や供物も同様で、中央は橋隠の前、雨打の外に穴を掘って深く埋める。『雜撰』なる文献が引用されている。

〔一一三〕七十二星鎮祭 撫物なし。神座七十二座、精進、符の入った楨を黄糸で結び、四方に子午卯酉の字を書いて梁の上に置く。鴨居殿（どういう建物か知らない）御渡のとき、永久五年（一一一七）六月二十六日子刻、光平が勤めた。祭のあと白（けつ）瓶二口を三尺の長絹で蔽い、寢殿中央梁の上に置いた。

〔一一四〕西嶽真人鎮 撫物なし。精進、神像あり、在直の仰せ



に、ある図に五位衣冠の神像を造って瓶に入れ、南に向って立て梁上に置く。同じく梁上七十二星符と鷹人と名づけた蠟をぬった長さ九寸の人形を置く。

〔二一五〕石鎮祭 神座五前 青赤白黒黄の石と米・大豆・麦・黍・蕪・薦・続松を用意する。

〔二一六〕炭鎮(中法) 炭五十斤を用意。永久五年の『光平記』に、侍所西、竹藪に埋めたことが記されているという。

〔二一七〕堂塔寺鎮 神座五前又は八前、五色の玉、瓶・箭(十二隻)を用意。

〔二一八〕井靈祭(中法) 撫物なし。神座五前、魚味。生鶏一羽・酒三斗・米三斗・五色幡五・薦五枚・絹一疋を用意。『在明曾祖父の御抄』なる文献が見える。

〔二一九〕厩鎮祭(牛宅鎮祭) 神座五前、石九十・牛宅厩鎮石五十と長さ五寸の桃板に書いた符を用意する。祭りのあと五方に穴を掘り各穴ごとに黄石三十六個・粳米二合・酒一合・紙一枚・猿皮一枚・呪符一枚を埋める。

〔二二〇〕大將軍祭(中法) 撫物は鏡。魚味。「親父の仰せ」では精進の説もあり) 神像図(長さ三尺)一鋪を北方に向かって祭る。遷幸・移徙並びにその方、解謝のときに祭る。

〔二二一〕王相祭(中法) 撫物は鏡。神座十二前、魚味、黄牛一

頭用意。大將軍祭に同じ。

〔二二二〕代厄祭(中法) 撫物御衣。神座七前、魚味、節分重厄のとき祭る。赤馬一匹と栢(青)桐(赤)楊(黄)錫(白)桃

(黄)蒲(青)篋(緑)を用意。これらは「祖父の仰せ」と記されている。篋ぶは竹の皮。

〔二二三〕鬼氣祭(続命祭)(下法) 付大鬼氣祭 撫物なし。神座十二前、魚味、灰を少々用意。建仁元年(一一〇一)四角四堺でこの祭を執行。内裏の四角とは会坂・大枝・龍花・山崎である。大鬼氣祭は牛皮一枚が必要。

〔二二四〕河臨祭(下法) 撫物は御衣。神座七前、魚味。人形も用い、七瀬上巳穢にも行われる。祭りを依頼する主人が祭りに出る場合は撫物の代りに人形・大奴佐・幡等のほか、船一艘、車形一つを用意する。

〔二二五〕大中臣秋(千度秋・産秋・諸病秋に行う) 治承二年(一一七八)九月十三日に高倉天皇中宮のため千度秋を行った例がある。

〔二二六〕呪咀祭 撫物は衣。神座五前あるいは九前、二十四前の説もあり、魚味、幡二本、人形が用意される。息災祈願・病氣・産事に行う。反閤あり。大刀・生魚・黄人・蒲人・鉄人・五色幣・箭(十二隻)・鹿皮・黄皮・五穀なども必要である。

〔一二七〕靈氣祭（靈氣断祭、天獄祭）（中法）撫物は衣。神座七前、嵯峨六道にて之を行。用意するもの時花、龍腦香・時菓予・五色糸・白鷄・瓶子。

〔一二八〕九曜祭 撫物鏡。神座八前、精進、北に向つて祭る。

火曜祭・土曜祭は南、水曜祭は北、日曜祭・木曜祭は東、月曜祭は西の方に向つて祭る。

〔一二九〕百怪祭（中法） 撫物鏡。神座五前、魚味、白鷄一羽用意し東に向つて祭る。急々如律令の護符を朱書し、寝殿五方に打ちつける。

〔一三〇〕招魂祭 撫物衣。神座五前、魚味、幡五本用意、北向に祭る。息災病事、光物のとき祭る。

〔一三一〕夢祭（悪夢祭）（下法） 撫物鏡。神座九前、魚味、坤の方に向つて祭る。

〔一三二〕竈神祭 撫物なし。神座十二前、魚味、竈をめぐつて四方に四基の棚が設けられ、鯛・鯉・鶏などが供えられる。竈の前で鬼気祭の如く祭る。この条に「春秋神者内外氏神也、八嶋者竈神也、竈殿者氏神也、山者産神也、清所者妙見也、皆為宅神、守護主人云々」の文あり、産神が山神であること、産神・竈神・妙見はすべて宅神になると説かれており、民俗学的にも注目すべき信仰である。この祭りには忌むべき日が列挙され

ている。宜秋門院立后初度の御神祭は在宣の勘申に基づき、建久元年（一一九〇）四月三十日行われた。その他在宣の口伝が数々載せられている。

〔一三三〕荒神秋 撫物は衣。神座五前、魚味、棹を以て十二破陣、注連を以て三重にこれを引くとあるのは祭場結界を意味するのであろうか。神座五前には座ごとに荒神の絵像を懸け、精進を供える。これは在明のときの例であるが、在清は八座とし、魚味を供えた。供え物と祝の間五丈余、祝と主人の間は三丈ばかり間隔をとる。祭の主人は人形・菅貫やまを執り、

トシヲヘテ身ヲサマタクルアラ神ノミナサリハテヌチヨノトヒセン

の歌を三反誦する。つぎに祭官が菅貫を行い人形を流し反問・越繩を修し、つぎに主人は繩を起し、著衣をぬぎすて、来た道とは別の道を通り、後を振り返えずに帰るのである。祭神は元來密教的なものだが、巫祝・陰陽師の祭りになり、河臨祭に似たものである。

〔一三四〕四十八鬼祭（中法） 撫物衣。神座四十八前、魚味、人別脱衣と懸符が用意される。五天王（提頭頼咤天王・毘留縛天王・比留又天王・毘沙門天王・大弁才天女）の棚を中央に青赤黒白各十二座の祭棚を四方にしつらえ、御明・洗米・香花・菓

子・五色の幡を供える。

〔一三五〕大散供(下法) 撫物あり。神座五前、精進。

〔一三六〕水神祭(下法) 撫物は水色衣。神座六前、魚味。太

刀一、錢六百、鳩羽七枚を用意する。鳩羽とは何を意味するの  
であろうか。

〔一三七〕痾病祭 撫物は青色衣。神座八前、魚味、「四時水、  
屎急々」と誓いた呪符を吞み下せば大吉。

〔一三八〕本命祭 撫物は鏡。神座十二前あるいは二十五前、精  
進。賀茂保憲が安和二年(九六九)勤めた。嘉応二年(一一一七

○)十月二十八日、在憲勤仕のときは二十五前であった。

〔一三九〕大歳八神祭(中法) 神座二十二前、北向にまつる。  
遷幸や造作・移徙のとき祭る。魚味の祭りと思われる。

〔一四〇〕小児祭(加利底母祭) 神座五前、子供の病気に祭る、  
中央に加利底母(訶利帝母)の座、四方に先祖御霊座・生土神  
祇座・産見座出座・内外氏神座を設けて祭る。

〔一四一〕四十二座呪咀祭 撫物衣。魚味。

〔一四二〕鷺祭 鷺が人家にいるとき祭る、神座四前。永久五年  
(一一一七)三月二十六日、鷺が土御門皇居にいたとき、四月  
三日にこの祭りあり、五座であった。これは「故殿」が在憲の  
本を写されたときの記録に見える。百怪祭と同様の祭りである。

別に解鷺怪祭の口伝が載せられている。神座五前、錢形五十

(五色)、五色絹幣五本、鷺形一、鵝形一、桃弓二張、葦矢二  
隻を用意する。保安二年(一一二二)六月二十日、土御門内裏  
にて賀茂家榮が勤仕した。

〔一四三〕八卦諸神祭 神座五前、待賢門院の法金剛院東町で犯  
土造作あり、保延二年(一一三六)二月十二日、「内匠殿」が  
勤仕した例あり。

〔一四四〕和合祭 神座六前(一説に陽曲星・房星の二前ともす  
る)撫物衣。精進。六座なら魚味、二座なら精進。陰陽道・宿  
曜道の両流儀があるのであろう。

〔一四五〕宇賀祭(下法) 撫物なし。神座二前、魚味。乾の方に  
向って祭る。

〔一四六〕天下一同穢祭祓 臨時の祭りである。

〔一四七〕輕服時行幸反閤

〔一四八〕丙寅日属星祭

〔一四九〕身固作法 刀を執り、師子前印を結び、左袖の裏で執  
刀呪「吾是天帝所使執持金刀、此刀非凡常之刀、百練之刀此刀  
一下何鬼不走、何病不愈、千妖万邪皆悉消除、急々如律令」を  
誦する。誦し終って左右両手、背(これを三所と名づける)に  
呪法をほどこす。あと「鳳急々如律令」の符を書き、また刀を

執つて師子後印を結び、「天為我父地為我母、在六合之中、南斗北斗三台玉女、左青龍右白虎前朱雀後玄武、前後扶翌<sup>(マタ)</sup>急々如律令」の呪を誦する。急々如律令の「急々」は万物の物名、「如」は三世如来の仏名、「律」は一切並に惣名、「令」は悪鬼の惣名の意でこれは「円満院の仰」とある。寺門派で仏教的解釈を付会した陰陽師がいたのであろう。『事文類聚』(宋の祝穆及び元の富大用編)や『雑用集』などの文献が引用されている。身固作法は本稿の「小反閑作法」のところで説明した安倍氏の護身法と比較してみると面白い。

〔番外〕山神祭 「ヲユシ」(おこぜ)を供えて祭る。

〔番外〕離別祭 撫物衣。神座五前(一説に七座)魚味。

以下、左の項目があるが、何れもその内容は簡単なもので、ここには省く。

御秋勤仕時裝束事 『内匠記』なるものが引用されている。

御秋時笏持様事

七瀬御秋著束帶事

御秋勤仕之時被差笏事

百日御秋当五月并寅日結願例

右の五十三種の陰陽祭については前述の通り、大法・中法・下法(少法)の別がつけられ、虫損で何れともわからぬもの、全く何

の表示のないものもあるが、恐らく基本的にはすべての祭りがラックづけされていたであろう。天曹地府祭・泰山府君祭が中法となっていることは、この祭りを最重要視する安倍氏への対抗意識があるようで、賀茂氏では敢て中法に格下げし、五帝祭・四海神祭や海若祭・五龍祭等を大法として重要視した。撫物は鏡が多く、中法・外法では衣類も用いられる。土地や家屋の鎮祭に関するものは撫物不要である。とくに興味があるのは精進と魚味の二種の祭りがあることで、前者十一種に対し、後者は三十種を数え、陰陽道の祭りが神祇・道教・密教の習合であることを如実に示している。精進祭はいうまでもなく密教から来たものだが、荒神秋のごときは魚味の祭である。今後これらの祭りの一つ一つを安倍氏の流儀と比較すればさらに興味ある事実が見出せるであろう。また固有の民俗行事と考えられているものでも、これら陰陽道祭を知ることで新しい解釈が出てくる可能性がある。その意味から『文肝抄』の史料的价值は大きいものがある。

後記 本稿は昭和六十一年正月八日、京都府立総合資料館で行った講演の中から、序論的部分を省略し、残りについて修正をほどこし、新たに推敲を加えて相当の補筆を行ったものである。